

「部落差別の解消の推進に関する法律」について

「部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）」が、平成28年12月9日に成立し、同月16日に施行されました。部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的とした法律です。

一人ひとりが互いを認め合い、人権が尊重される社会の実現を目指しましょう。

部落差別の解消の推進に関する法律

（目的）

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

（相談体制の充実）

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

（教育及び啓発）

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

（部落差別の実態に係る調査）

第六条 国は、部落差別の解消に関する実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

「女子大のとびら」

群馬県立女子大学 ☎65-8511

体育祭の謎

文学部 国文学科 講師 富岡 宏太

こんにちは。文学部国文学科講師の富岡と申します。千葉県から本学に着任して、もうすぐ3年になります。今年度は公開講座も担当させていただき、多くの方々とお話しする機会を得ました。

今回は、その中でも少し触れた気になることばについて、皆さんにご質問したいと思います。気になることばといっても、とても気楽な話題です。

高野莓さんという漫画家がいるのですが、この方の代表作に『Orange』があります。作品の舞台は、ごく普通の高校。様々な学校行事が作品中に登場します。その中で今、私が特に注目するのは体育祭です。作中（第4巻、双葉社、2015年）では、赤団・青団に分かれての対抗戦が描かれています。

さて、今、特に注意も払わずに「赤団」「青団」と書きましたが、私はこのような「色名+団」という呼び方を、それまで全く知りませんでした。ちなみに千葉県では「赤組」「白組」のように、「色名+組」で呼び分けます。

驚いた私は、本学の学生に訊いてみました。すると、「赤城団」「榛名団」など、「山の名前+団」という群馬ならではの名づけが存在することを教えられました。これはすごい。体育祭のグループの呼び方は、非常に奥深いものようです。

そこで、玉村町にお住まいの皆さまにご質問です。中学時代・高校時代、体育祭のグループ名は、どのようなものでしたか。

もしかしたら、ご近所の方々でも、通っていた中学によって、高校によって、あるいは出身地によって、呼び方は異なるかもしれません。ぜひ情報を共有しあってみてください。知らない世界が見えてくるかもしれません。

私はこうした、「一見当たり前だが、実は当たり前ではない」事柄を考えたり、それについて話したりするのが大好きです。玉村町の皆さまにも、ぜひ出前講座等でお目にかかれたらと思っております。